

総

括

I 総括

1 沿革

昭和 16 年 10 月	設置認可（設置指令厚生省千人第 398 号）（昭和 16 年 10 月 6 日）
昭和 18 年 6 月	夷隅郡の大半及び安房郡の一部を管轄して勝浦町（現在地）で業務を開始する。（所長以下職員 9 名）（昭和 18 年 6 月 27 日）
昭和 19 年 12 月	鴨川保健所の新設に伴い、安房郡の一部を分離、茂原保健所管轄であった夷隅郡の一部を吸収して夷隅郡全域を管轄する。（7 町 15 村 人口 115,000 人）
昭和 23 年 5 月	保健所細菌試験室 41.25 m ² 竣工
昭和 26 年 11 月	[勝浦町大火 罹災民の医療救助、伝染病予防を期する]
昭和 27 年 2 月	大原北町に犬抑留所 30.52 m ² 、付属倉庫 11.55 m ² を新設
昭和 28 年 3 月	保健所事務室 115.5 m ² を増築
昭和 30 年 6 月	勝浦保健所大多喜試験室 267.3 m ² を大多喜町字上南部に開設
昭和 37 年 6 月	旧犬抑留所を廃止し、大原町深堀に新しく犬抑留所竣工
昭和 40 年 3 月	組織改正により総務課、保健指導課、予防課、衛生課の 4 課体制となる。
昭和 44 年 4 月	保健所新庁舎竣工
昭和 45 年 3 月	大多喜衛生試験室閉鎖
昭和 46 年 1 月	大原町深堀の犬抑留所、管理室を廃止し大原町新田に新設
昭和 51 年 3 月	保健所検査室 33.6 m ² を増設
昭和 55 年 5 月	大原町新田の犬抑留所施設を廃止し大原町下布施に新設
平成 8 年 2 月	犬焼却炉・燃料庫解体撤去
平成 9 年 4 月	組織改正により総務課、企画調整班、地域指導班、疾病対策班、検査班、食品衛生班、環境衛生班の 1 課 6 班体制となる。
平成 12 年 4 月	組織改正により総務課、企画調整班、地域指導課、疾病対策課、検査課、生活衛生課の 5 課 1 班体制となる。
平成 16 年 4 月	組織改正により勝浦保健所と夷隅支庁社会福祉課が統合し、「夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）」となる。 庁舎は旧勝浦保健所庁舎を増改築して使用 組織は、総務企画課、地域保健福祉課、生活保護課、健康生活支援課の 4 課体制
平成 17 年 12 月	夷隅町・大原町・岬町が合併し「いすみ市」が発足
平成 18 年 4 月	組織改正により総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課の 3 課体制となる。
平成 20 年 4 月	検査業務分担の見直しにより、総務企画課から検査業務が廃止され長生健康福祉センター（保健所）検査課が実施することとなる。
平成 24 年 7 月	庁舎の耐震改修工事に伴い仮庁舎へ移転 （勝浦市墨名 651-1 MK 第二ビル 3 階）
平成 25 年 8 月	庁舎の耐震改修工事完了により本庁舎で業務を開始する。
平成 29 年 4 月	組織改正により総務企画課、地域保健福祉課、生活保護課、健康生活支援課の 4 課体制となる。

表1 歴代所長

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
初代	北原圭三 (兼)	昭和 18.7.20 ~	18代	西村 明	昭和 62.10.1 ~
2代	宇田川 英 敏	昭和 19.5.6 ~	19代	森 尾 昭	平成 3.4.1 ~
3代	村 田 四 郎 (兼)	昭和 20.6.19 ~	20代	鈴 木 弘 一	平成 5.4.1 ~
4代	宇田川 英 敏	昭和 21.2. ~	21代	堀 部 治 男 (兼)	平成 6.4.1 ~
5代	宮 社 亨 (兼)	昭和 21.6.19 ~	22代	井 上 孝 夫	平成 6.7.1 ~
6代	橋 本 程 次	昭和 21.8.16 ~	23代	内 田 佐大臣 (兼)	平成 8.4.1 ~
7代	島 村 多之助	昭和 23.5.15 ~	24代	碧 井 猛 (兼)	平成 10.4.1 ~
8代	遠 藤 真 三	昭和 29.4.23 ~	25代	中 村 恒 穂	平成 11.4.1 ~
9代	本 田 保 三 (兼)	昭和 36.10.16 ~	26代	伊 藤 清 臣	平成 14.4.1 ~
10代	田 部 正 孝 (兼)	昭和 37.1.16 ~	27代	藤 木 哲 郎 (兼)	平成 16.4.1 ~
11代	稲 田 正 実	昭和 37.4.1 ~	28代	松 本 良 二	平成 16.7.11 ~
12代	斉 藤 実	昭和 43.4.1 ~	29代	土 戸 啓 史	平成 19.4.1 ~
13代	鈴 木 貞 三 (兼)	昭和 50.5.17 ~	30代	大 野 由記子	平成 21.4.1 ~
14代	斉 藤 実	昭和 52.4.1 ~	31代	松 本 良 二	平成 24.4.1 ~
15代	斉 藤 実 (兼)	昭和 55.4.1 ~	32代	鎗 田 和 美	平成 27.4.1 ~
16代	斉 藤 実	昭和 56.6.16 ~	33代	大 野 由記子 (兼)	平成 31.4.1 ~
17代	小 倉 敬 一 (兼)	昭和 62.3.31 ~			

2 概 要

管内は、勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町の2市2町からなり、その総面積は406.19平方キロメートルである。

東部は海岸線が太平洋に接し、西部は上総丘陵の尾根を境にして君津市、市原市に、南部は清澄山系を境に鴨川市に、北部は長生郡にそれぞれ接している。

気候は温暖で雨量も多く、海岸地帯は起伏が多く、景勝地と海水浴場に恵まれた通年型の観光地で、特に夏期は海水浴客で賑わっている。

生活形態は、農山漁村型に属し、平成30年4月1日現在（千葉県年齢別・町丁字別人口）の世帯数は32,995世帯、人口は73,220人で、人口密度は低く過疎地帯であるとともに、人口の高齢化は年々上昇し、65歳以上の人口の割合は平均41.0%に達しており、県内で最も高い水準となっている。

県下有数の観光地であり、毎年多数の観光客が訪れることから、旅館・民宿等の食品衛生・環境衛生に関する監視指導を重点的に実施し、指導強化を図っている。

3 管内の状況

(1) 管内の人口及び世帯等の概況

表3- (1) 管内人口及び世帯等の概況

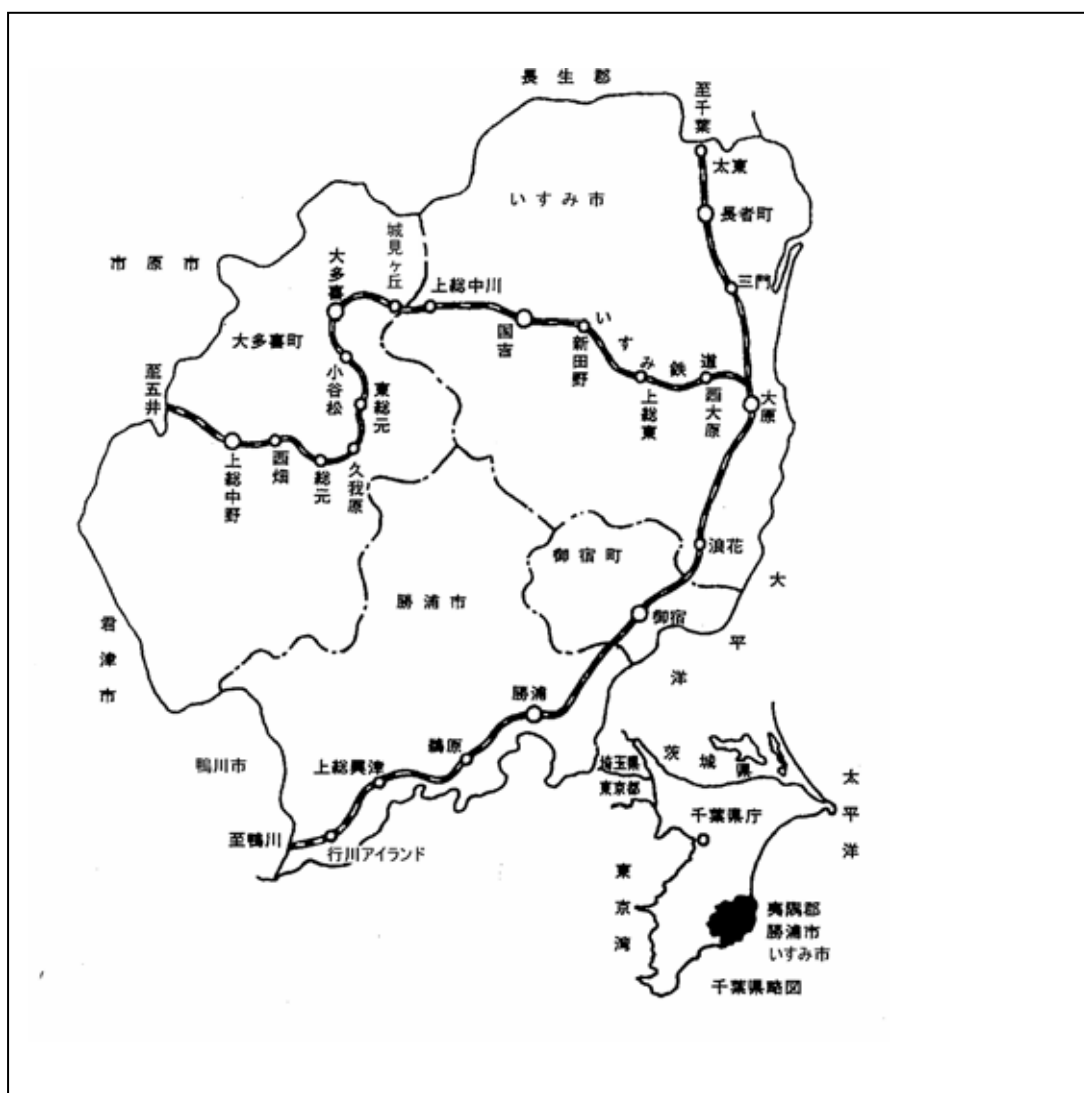
区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k m ²)	面 積 (k m ²)
管 内	29,773	70,909	174.6	406.19
勝 浦 市	8,458	17,781	189.2	*93.96
い す み 市	14,846	36,816	233.8	157.50
大 多 喜 町	3,391	9,264	71.3	129.87
御 宿 町	3,078	7,048	283.6	*24.85
県 総 数	2,725,850	6,268,585	1,215.4	5,157.61

出典：(人口) 平成30年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積) 国土地理院 平成30年全国都道府県市区町村別面積調

*勝浦市及び御宿町は、境界の一部が未定のため参考値

図3- (1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は、表3-(2)-アのとおりで、平成30年の年齢3区分によると、0歳～14歳までの年少人口は8.4%、15歳～64歳までの生産年齢人口は50.6%、65歳以上の老年人口は41.0%で、県平均(12.3%・61.3%・26.4%)に比し、年少人口及び生産年齢人口の割合が低く、老年人口の割合が高くなっている。

管内の平成30年4月1日現在の年齢5歳階級別人口構成は図3-(2)のとおりである。

表3-(2)-ア 年齢構成の推移

(単位：人)

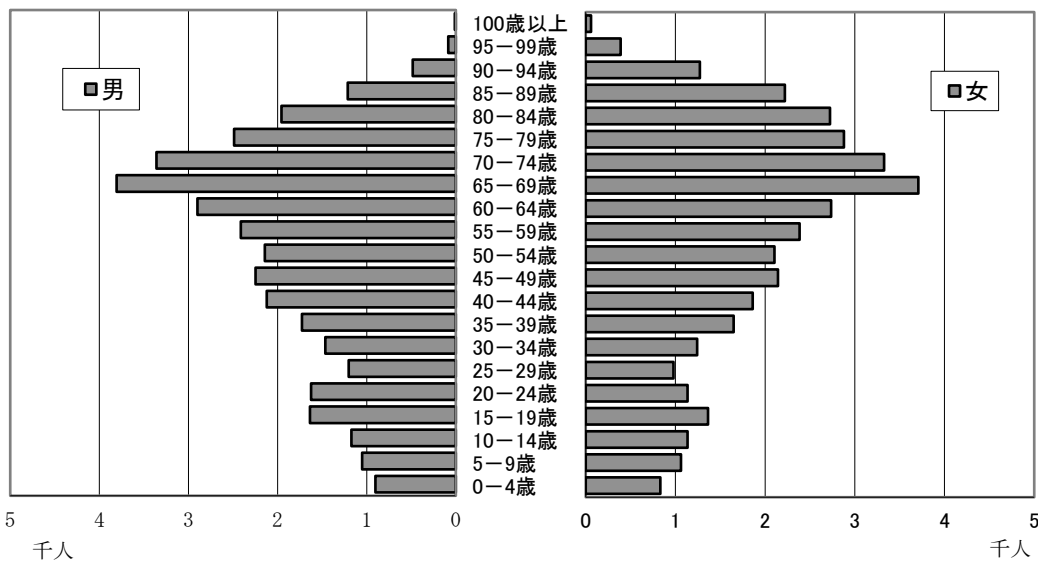
	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		%
管内	15	87,061	9,764	(11.2)	52,742	(60.6)	24,555	(28.2)	-	-
	20	83,410	8,251	(9.9)	48,459	(58.1)	26,700	(32.0)	-	-
	25	79,678	7,323	(9.4)	44,356	(55.7)	27,999	(35.1)	-	-
	28	75,957	6,556	(8.6)	39,722	(52.3)	29,679	(39.1)	-	-
	29	74,608	6,342	(8.5)	38,352	(51.4)	29,914	(40.1)	-	-
	30	73,220	6,153	(8.4)	37,079	(50.6)	29,988	(41.0)	-	-
勝浦市	15	23,050	2,308	(10.0)	14,429	(62.6)	6,313	(27.4)	-	-
	20	21,297	1,883	(8.8)	12,594	(59.1)	6,816	(32.0)	-	-
	25	20,112	1,651	(8.2)	11,436	(56.9)	7,025	(34.9)	-	-
	28	18,765	1,420	(7.6)	9,971	(53.1)	7,374	(39.3)	-	-
	29	18,300	1,365	(7.5)	9,475	(51.8)	7,460	(40.8)	-	-
	30	17,771	1,300	(7.3)	9,053	(50.9)	7,418	(41.7)	-	-
いすみ市	15	44,022	5,253	(11.9)	26,718	(60.7)	12,051	(27.4)	-	-
	20	43,045	4,534	(10.5)	25,252	(58.7)	13,259	(30.8)	-	-
	25	41,275	4,076	(9.9)	23,148	(56.1)	14,051	(34.0)	-	-
	28	39,762	3,728	(9.4)	21,107	(53.1)	14,927	(37.5)	-	-
	29	39,189	3,630	(9.3)	20,538	(52.4)	15,021	(38.3)	-	-
	30	38,574	3,522	(9.1)	19,962	(51.7)	15,090	(39.1)	-	-
大多喜町	15	11,783	1,396	(11.8)	6,957	(59.0)	3,430	(29.1)	-	-
	20	10,981	1,151	(10.5)	6,352	(57.8)	3,478	(31.7)	-	-
	25	10,335	988	(9.6)	5,830	(56.4)	3,517	(34.0)	-	-
	28	9,661	865	(9.0)	5,100	(52.8)	3,696	(38.3)	-	-
	29	9,471	828	(8.7)	4,917	(51.9)	3,726	(39.3)	-	-
	30	9,314	825	(8.9)	4,743	(50.9)	3,746	(40.2)	-	-

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		%
御宿町	15	8,206	807	(9.8)	4,638	(56.5)	2,761	(33.6)	-	-
	20	8,091	683	(8.4)	4,261	(52.7)	3,147	(38.9)	-	-
	25	7,956	608	(7.6)	3,942	(49.5)	3,406	(42.8)	-	-
	28	7,769	543	(7.0)	3,544	(45.6)	3,682	(47.4)	-	-
	29	7,648	519	(6.8)	3,422	(44.7)	3,707	(48.5)	-	-
	30	7,561	506	(6.7)	3,321	(43.9)	3,734	(49.4)	-	-
県 総 数	15	5,978,287	831,910	(13.9)	4,206,457	(70.4)	939,920	(15.7)	-	-
	20	6,239,145	835,721	(13.4)	4,164,546	(66.7)	1,238,878	(19.9)	-	-
	25	6,240,461	811,257	(13.0)	4,003,630	(64.2)	1,425,574	(22.8)	-	-
	28	6,269,146	789,266	(12.6)	3,885,576	(62.0)	1,594,304	(25.4)	-	-
	29	6,285,160	782,039	(12.4)	3,871,704	(61.6)	1,631,417	(26.0)	-	-
	30	6,297,271	773,764	(12.3)	3,859,943	(61.3)	1,663,564	(26.4)	-	-

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（平成30年4月1日現在）

※いすみ市の平成15年分は旧夷隅町、旧大原町、旧岬町の合計

図3-（2）管内年齢5歳階級別人口構成図（平成30年4月1日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（平成30年4月1日現在）

表3-(2)-イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位:人)

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口						
		0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～
管内総数	73,220	1,734	2,113	2,306	3,000	2,759	2,182	2,707	3,376	3,983	4,391
男	36,012	903	1,051	1,171	1,637	1,624	1,203	1,465	1,727	2,122	2,247
女	37,208	831	1,062	1,135	1,363	1,135	979	1,242	1,649	1,861	2,144
勝浦市総数	17,771	355	423	522	909	890	512	602	716	873	1,027
男	8,938	184	202	268	587	623	303	325	374	483	533
女	8,833	171	221	254	322	267	209	277	342	390	494
いすみ市総数	38,574	1,001	1,232	1,289	1,480	1,363	1,204	1,540	1,920	2,280	2,419
男	18,943	540	615	658	765	729	641	832	996	1,199	1,242
女	19,631	461	617	631	715	634	563	708	924	1,081	1,177
大多喜町総数	9,314	241	276	308	372	305	299	340	447	450	518
男	4,547	115	139	165	165	160	171	188	221	243	270
女	4,767	126	137	143	207	145	128	152	226	207	248
御宿町総数	7,561	137	182	187	239	201	167	225	293	380	427
男	3,584	64	95	80	120	112	88	120	136	197	202
女	3,977	73	87	107	119	89	79	105	157	183	225
千葉県総数	6,297,271	240,729	261,210	271,825	291,516	325,576	330,553	364,952	405,309	484,107	513,920
男	3,143,123	123,717	134,400	139,198	149,835	168,663	172,893	189,653	210,005	251,772	267,147
女	3,154,148	117,012	126,810	132,627	141,681	156,913	157,660	175,299	195,304	232,335	246,773

年齢区分	生産年齢人口			老年人口							
	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内総数	4,249	4,798	5,634	7,516	6,687	5,367	4,680	3,433	1,757	476	72
男	2,144	2,413	2,899	3,807	3,360	2,488	1,956	1,213	484	86	12
女	2,105	2,385	2,735	3,709	3,327	2,879	2,724	2,220	1,273	390	60
勝浦市総数	1,019	1,118	1,387	1,866	1,610	1,328	1,211	841	420	115	27
男	504	590	698	974	794	607	472	285	111	15	6
女	515	528	689	892	816	721	739	556	309	100	21
いすみ市総数	2,272	2,550	2,934	3,783	3,467	2,750	2,327	1,696	834	213	20
男	1,153	1,265	1,518	1,901	1,722	1,311	978	594	239	42	3
女	1,119	1,285	1,416	1,882	1,745	1,439	1,349	1,102	595	171	17
大多喜町総数	551	687	774	981	723	579	576	506	284	80	17
男	274	345	413	512	390	258	231	185	82	17	3
女	277	342	361	469	333	321	345	321	202	63	14
御宿町総数	407	443	539	886	887	710	566	390	219	68	8
男	213	213	270	420	454	312	275	149	52	12	0
女	194	230	269	466	433	398	291	241	167	56	8
千葉県総数	420,185	362,417	361,408	463,023	413,155	337,539	237,832	135,509	58,599	15,505	2,402
男	218,134	185,760	180,538	225,285	195,764	157,721	104,112	49,390	16,125	2,680	331
女	202,051	176,657	180,870	237,738	217,391	179,818	133,720	86,119	42,474	12,825	2,071

出典:千葉県年齢別・町丁字別人口(平成30年4月1日現在)

4 健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(平成30年4月1日現在)

区 分	曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談 (心の健康相談)	毎月第1、第3 木曜日	午後2時～ 午後3時30分	予約制
DV相談	電話相談 月曜日～金曜日 来所相談 毎週水曜日 (原則予約)	午前9時～ 午後5時	専用電話 0470-73-0801
障害のある人への差別に 関する相談	月曜日～金曜日	午前9時～ 午後5時	専用電話 0470-73-4630
難病相談	病名により開催日 が異なります	-	対象者に通知
結核接触者検診 管理検診	随時	-	対象者に通知
被爆者健診	年2回	午後1時30分～ 午後2時30分	対象者に通知
エイズ相談 HIV抗体検査	毎月第1、第3 月曜日	午前9時30分～ 午前10時30分	予約制 無料・匿名
肝炎ウイルス検査 (B型・C型)	毎月第1、第3 月曜日	午前9時30分～ 午前10時30分	予約制 無料・匿名
腸内細菌検査	毎月第2、第3、 第4火曜日 (休前日は除く)	午前9時～ 午前11時	有料

※実施日は、休日及び年末年始は除く

5 各種委員会

(1) 夷隅健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項に基づき、設置している。

地域保健法第11条：

第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第28条第1項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること

表5- (1) 運営協議会委員名簿 (平成31年3月31日現在) (順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
県議会議員	小 高 伸 太
県議会議員	小 路 正 和
勝 浦 市 長	猿 田 寿 男
い す み 市 長	太 田 洋
大 多 喜 町 長	飯 島 勝 美
御 宿 町 長	石 田 義 廣
夷隅医師会長	川 俣 達 男
夷隅郡市歯科医師会地域歯科保健委員会 委員長	片 倉 政 子
外房薬剤師会 相談役	野 渡 紀久男
夷隅地域獣医師会長	早 川 俊 司
千葉県看護協会長夷地区部会夷隅地区代表	渡 邊 かをる
夷隅郡市小中学校校長会	佐久間 藤 恵
夷隅保健所管内食品衛生協会 副会長	渡 邊 幸 男
夷隅郡市栄養士会長	末 吉 弥 生
千葉県美容業生活衛生同業組合夷隅支部副支部長	藤 江 訓 子
大多喜町社会福祉協議会 事務局長	渡 辺 八寿雄
御宿町民生委員児童委員協議会 副会長	佐 藤 さち子
い す み 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 主 任 児 童 委 員	伊 藤 規 子
日本赤十字社千葉県支部勝浦市奉仕団 副委員長	吉 田 幸 子
大多喜町赤十字奉仕団 委員長	磯 野 幸 子
夷隅郡市食生活改善連絡協議会長	市 原 美津子
千葉県保育協議会 夷隅支会長	三 上 君 子

(2) 夷隅保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条に基づき、設置している。

法律第24条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

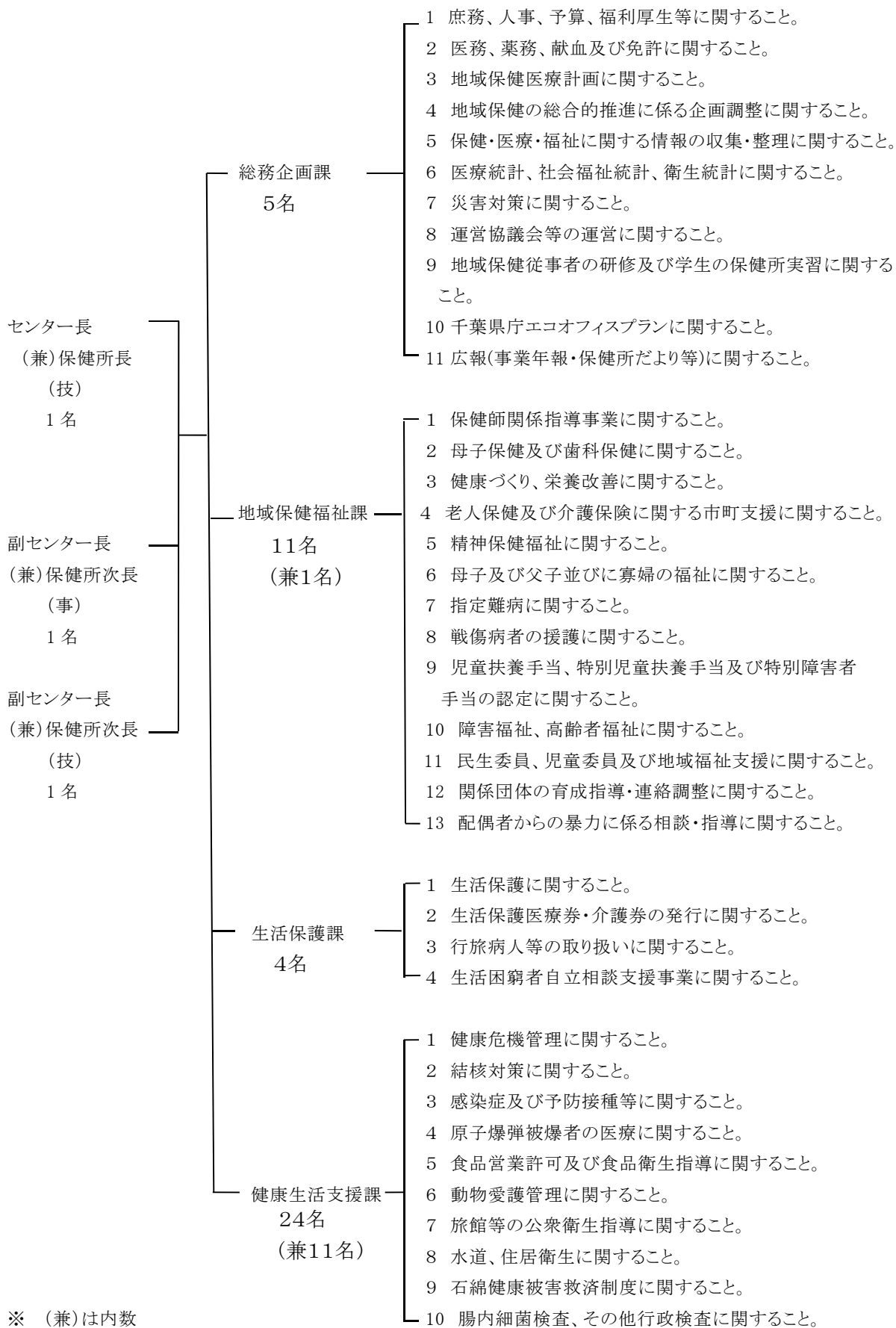
表5－(2) 感染症診査協議会委員名簿 (平成31年3月31日現在)

(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
いすみ医療センター 病院長	伴 俊 明
越後貫医院 院長	越後貫 聖
亀田総合病院 診療部 呼吸器内科顧問	青 島 正 大
高浦司法書士事務所 所長	高 浦 伸 芳
人権擁護委員	栗 山 富久江

6 機構及び事務内容

平成30年4月1日現在



※ (兼)は内数

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(平成30年5月1日現在)

	センター長	副センター長	総務企画課	地域保健福祉課 (課長)	生活保護課 (課長)	健康生活支援課 (課長)	計
合計	1	2	5	11 【1】 (1)	4 【1】	24 【1】 (11)	47 【3】 (12)
医師	1	-	-	-	-	-	1
事務	-	1	3	4 (1)	4 【1】	-	12 【1】 (1)
薬剤師	-	1	2	-	-	5 (1)	8 (1)
獣医師	-	-	-	-	-	3 【1】 (1)	3 【1】 (1)
保健師	-	-	-	3 【1】	-	3	6 【1】
診療放射線技師	-	-	-	-	-	1	1
臨床検査技師	-	-	-	-	-	8 (7)	8 (7)
管理栄養士	-	-	-	2	-	2 (2)	4 (2)
精神保健福祉士	-	-	-	1	-	-	1
その他の技術職員	-	-	-	1	-	-	1
その他の職員	-	-	-	-	-	2	2
食品衛生監視員(再掲)	1	1	-	-	-	8 【1】 (4)	10 【1】 (4)
環境衛生監視員(再掲)	1	1	-	-	-	4 【1】	6 【1】

(注) 技術職員の内訳については、主たる職種とする。

また、兼務職員の内訳は()に、課長の職種は、【 】内に再掲とした。